

広島県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	指定年月日
医療法人社団森 本医院	呉市倉橋町七三八二 番地二	デイサービスも りもと	呉市音戸町藤脇一丁 目一七番一号	平成二〇年一 〇月一日
サンキ・ウエル バイ株式会社	広島市西区商工セン ター六丁目一番一 号	サンキ・ウエル バイ介護セン ター蒲刈	呉市蒲刈町田戸七七 一番地一三	平成二〇年一 〇月一日
株式会社ユア パートナーズ	呉市広大広二丁目七 番二号	ヘルパーステー ション隠居屋	呉市広大広二丁目五 番二六号	平成二〇年七 月一日
社会福祉法人尾 道さつき会	尾道市久保町一七八 六番地	星の里・にしぎ この家	尾道市吉和町五一 六番地一	平成二〇年九 月一日
サンキ・ウエル バイ株式会社	広島市西区商工セン ター六丁目一番一 号	サンキ・ウエル バイ介護セン ターしまなみ	尾道市山波町三三五 番地一	平成二〇年九 月一日
社団法人尾道市 医師会	尾道市栗原東二丁目 四番三三号	社団法人尾道市 医師会介護老人 保健施設やすら ぎの家	尾道市久保町一七二 八番地	平成二〇年一 〇月一日
竹の子の里株式 会社	大竹市新町一丁目七 番二号	竹の子の里指定 福祉用具レンタ ルセンター	大竹市新町一丁目七 番三号	平成二〇年一 二月一日
竹の子の里株式 会社	大竹市新町一丁目七 番二号	竹の子の里指定 ケアプラン相談 センター	大竹市新町一丁目七 番三号	平成二〇年一 二月一日
社会福祉法人白 寿会	呉市焼山北三丁目二 一番五号	あきまる園訪問 リハビリテー ション事業所	東広島市安芸津町風 早四九七番地四一	平成二〇年九 月一日
社会福祉法人佐 伯さつき会	廿日市市津田八五四 番地	グループホーム ゆうわせせらぎ 園	廿日市市友田二八〇 番地	平成二〇年九 月一日
社会福祉法人佐 伯さつき会	廿日市市津田八五四 番地	デイサービスセ ンターゆうわせ せらぎ園	廿日市市友田二八〇 番地	平成二〇年九 月一日
社会福祉法人佐 伯さつき会	廿日市市津田八五四 番地	ゆうわせせらぎ 園短期入所生活 介護事業所	廿日市市友田二八〇 番地	平成二〇年九 月一日

株式会社I F e l Y o u	株式会社ニックス	医療法人明和会
安芸郡府中町青崎南 五番二〇号	広島市東区尾長東二 丁目六番六号	山県郡千代田町壬生 四三三番地四
あおさきケアマ ネオフェイス	ベストケア・デ イサービスセン ター安芸府中	とよひら小規模 多機能ホーム
安芸郡府中町青崎南 五番二〇号	安芸郡府中町浜田本 町一〇番一号陰山ビ ル一階	山県郡北広島町戸谷 一八〇番地一
平成二〇年七 月一日	平成二〇年一 〇月一日	平成二〇年四 月一日